千葉市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護に関する住民基本台帳事務処理要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、住民基本台帳事務処理要領（昭和４２年１０月４日法務省民事甲第２６７１号、自治振第１５０号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）に基づく、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための支援措置に係る事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　本要綱における支援措置を受けることができる者は、本市が備える住民基本台帳に記録又は作成する戸籍の附票に記載されている者で、次の各号に掲げる者とする。

（１）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第１条第２項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがあるもの

（２）ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号。以下「ストーカー規制法」という。）第６条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあるもの

（３）児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号。以下「児童虐待防止法」という。）第２条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの

（４）その他前３号に掲げる者に準ずる者

（支援の申出）

第３条　本要綱に定める支援を受けようとする者は、住民基本台帳事務における支援措置申出書（様式第１号。以下「申出書」という。）により区長に申し出るものとする。

２　前項により支援を受けようとする者は、申出書に配偶者暴力防止法第１０条に規定する保護命令、ストーカー規制法第４条第１項に規定する警告又は同法第５条第１項に規定する禁止命令等若しくは同法第５条第３項に規定する仮の命令を証明する書類等（以下「証明書」という。）を添えて区長に申し出るものとする。ただし、区長が他の方法によりドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者と確認したときは、証明書の添付を省略することができる。

３　区長は、申出者が、その同一の住所を有する者について、申出者と併せて支援措置を受けようとする場合は、その旨の申出を併せて受け付ける。

４　区長は、申出者が、他の市町村に対して併せて支援措置を実施することを求める場合にはその申出について、併せて申出書に記載することを求めるものとする。

５　区長は、申出者又は同一の住所を有する者が他の市区町村に所在する固定資産を所有している場合又は過去に所有していた場合において、当該申出者が、当該市区町村（特別区の場合は、東京都。以下「固定資産所在市区町村等」という。）の長に対して、支援措置に準じた支援を求める場合には、当該固定資産の所在や種別について、併せて申出書に記載することを求めるものとする。

（申出者の確認）

第４条　区長は、申出者に対し、事務所への出頭を求め、写真が貼付された身分証明書提示を求めるなどの方法により、申出者本人であることの確認を行うものとする。

２　代理人においては、その資格を証する書面を提示させると共に、前項に準じて代理人本人であることを確認するものとする。この場合において、第２条第３号の被害者については、児童相談所長又は被害者の監護に当たる児童福祉施設の長、里親若しくはファミリーホーム事業（小規模住居型児童養育事業）を行う者を当該被害者の代理人として取り扱うことができるものとする。

（支援の必要性の確認）

第５条　区長は、申出者が、第２条に掲げる者に該当し、かつ、申出の相手となる者（以下「相手方」という。）が、申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴き、確認する。

２　区長は、申出者が、その同一の住所を有する者について、申出者と併せて支援措置を受けようとする申出があった場合は、相手方が、申出者の住所を探索する目的で、当該申出者と同一の住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等の請求を行うおそれがあると認められるかどうかについて、併せて警察の意見を聴く等の方法により、確認する。

３　前２項の確認は、住民基本台帳事務における支援措置申出書に係る確認書（様式第１号の２）により行うものとする。ただし、第３条第２項に規定する証明書が添付されている場合は、証明書により確認ができるものとする。

（確認結果の通知等）

第６条　区長は、前条各項により申出者が要支援者であると確認できた場合は、支援措置決定通知書（様式第２号）により、申出者に通知するものとする。

２　区長は、前条各項により申出者が要支援者であると確認できた場合であって、申出者が第３条第４項により他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合は、当該申出書の写しを当該他の市町村長に転送するものとする。

３　区長は、前条各項により申出者が要支援者であると確認できた場合であって、申出者が第３条第５項により固定資産所在市区町村等の長に対して、併せて支援措置に準じた支援を実施することを求める場合は、当該申出書の写しを当該固定資産所在市区町村長（固定資産所在市区町村等の長（特別区の場合は、東京都知事（都税事務所））に転送するものとする。

（他市町村長からの送付）

第７条　区長は第３条第４項に規定する申出書が他の市町村長から転送された場合は、本市に対し第３条第１項及び第３項の申出があったものとして、第５条各項における確認を行うものとする。

２　前項における確認は、当該申出書の送付元市町村において住民基本台帳事務処理要領第５－１０－イにより支援の必要があると確認したことをもって、本市においても支援の必要性が確認できたものとすることができる。

（支援の方法）

第８条　区長は、第５条各項又は前条各項により支援の必要性が確認できた場合は、申出内容により次の各号に掲げる支援措置を行うものとする。

（１）住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「住基法」という。）第１１条に規定する「住民基本台帳の一部の写し」から、申出者（申出者と同一の住所を有する者について、申出者と併せて支援措置を受けようとする申出があった場合で、相手方が、申出者の住所を探索する目的で、当該申出者と同一の住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等の請求を行うおそれがあると認められると確認できた場合のその同一の住所を有する者を含む。以下「支援措置対象者」という。）に関する事項を削除すること。

（２）支援措置対象者に係る住基法第１２条に規定する住民票の写し等の交付請求がなされたときは、請求者に対し身分証明書若しくは関係文書の提示を求め、必要に応じて口頭で質問するなど適宜な方法により請求者及び請求理由の真実性を確認し、不当な取得がなされないよう努めること。

（３）住基法第２０条に規定する戸籍附票の写しの交付申請がなされたときについても、前号と同様の扱いをすること。

２　区長は、前項第１号の規定により「住民基本台帳の一部の写し」から支援措置対象者に関する事項を削除した場合は、あらかじめ、その旨を閲覧請求者に明らかにすることとする。

（支援を行う期間）

第９条　この要綱に定める支援措置は、第６条第１項により申出者に通知したときから起算して１年間これを行うものとする。ただし、他の市町村長から転送された申出により

支援措置を行う場合は、当該他の市町村長が、申出者に対し、住民基本台帳事務処理要領第５－１０－ウの連絡をした日から起算する。

２　区長は、支援期間終了の１月前から支援措置の延長の申出を受けるものとし、申出があった場合は、第５条から第７条までの規定に準じて処理するものとする。

３　前項による延長の期間は、支援期間満了の日の翌日から起算して１年とする。

（支援の中止）

第１０条　区長は次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに支援措置を終了する。

（１）申出者から、支援措置の終了を求める申出があった場合

（２）支援期間が満了し、延長の申出がなされなかった場合

（３）その他区長が支援措置の必要がなくなったと認める場合

（４）他の市町村長から転送された申出により支援措置を行っている場合であって、当該他の市町村長から支援措置を終了した旨の通知があった場合

２　前項第１号の申出があった場合、第４条の例により本人確認を行った上で、住民基本台帳事務における支援措置申出取下書（様式第３号）により申出を受けることとする。

３　第１項第１号、第２号及び第３号により支援措置を終了した場合で、他の市町村においても支援措置を行っている場合又は固定資産所在市町村等において支援措置に準じた支援を行っている場合、当該他の市町村長及び固定資産所在市区町村長にその旨通知するものとする。

（関係課への通知）

第１１条　区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに税、福祉等の関係課へ当該処理を行ったことを通知するものとする。

（１）第６条第１項に規定する支援措置決定通知書により申出者へ通知した場合

（２）第７条第２項に規定する他市区町村から転送された申出書をもって、本市においても支援の必要性が確認できた場合

（３）第９条第２項に規定する申出があり、第６条第１項に規定する支援措置決定通知書により申出者へ通知した場合

（４）第１０条の規定により、支援措置を終了した場合

（その他）

第１２条　区長は、支援措置対象者の住所又は本籍地が変更されたときは、申出者に対し、引き続き支援措置を希望する場合は、再度、第３条による申出又は変更の申出が必要な旨、通知するものとする。

附　則

１　この要綱は、平成２４年１０月１日から施行する。

２　「千葉市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護に関する住民基本台帳事務処理要綱」は廃止する。

附　則

１　この要綱は、平成２８年１２月１２日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成３１年３月２８日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和５年１月４日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和５年３月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和６年２月８日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和６年５月１５日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和８年８月１３日から施行する。